

## 第188回民事法研究会のお知らせ

下記のとおり研究会を開催しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

【日時】 2014年10月30日（木）9時00分より

【場所】 金沢大学（角間キャンパス）人間社会2号館 5階 第3会議室

【報告者①】 王 琳琳

【研究報告】 著作権法におけるプロバイダ責任制限規定の位置づけ及びその役割— 日中における米国の影響から—

【参考文献】

- ・最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁
- ・最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁
- ・大友信秀「著作権侵害行為の幫助的行為と刑罰規定（その1—その2）（完）—いわゆるWinny事件を契機として—」知財管理56巻7号（2006年）971-982頁、知財管理56巻8号（2006年）1119-1136頁
- ・奥邨弘司「動画投稿共有サイト管理運営者と著作権侵害（1）—（3）—民事責任に関する日米裁判例の比較検討—」知的財産政策学研究33号（2011年）105-153頁、知的財産政策学研究35号（2011年）239-269頁、知的財産政策学研究36号（2011年）121-152頁

【報告者②】 孫 林

【研究報告】 従業者による特許未取得の職務発明に基づく報酬請求の可否— 日中比較研究—

【参考文献】

- ・菅元敏公「最高人民法院等の判例から見る中国における職務発明の帰属についての契約優先の原則」パテント66巻1号（2013年）
- ・帖佐隆「職務発明の原始的帰属と対価請求権」パテント66巻13号（2013年）

【報告者③】 佐々木俊輔

【研究報告】 支分権としての版面権創設の可否

【参考文献】

- ・今村哲也「出版者の権利に関する比較法的考察 - イギリス立法例を参考として」高林龍ほか編『現代知的財産法講座Ⅲ知的財産法の国際的交錯』（日本評論社、2012）91 - 92 頁
- ・横山久芳「電子出版時代の出版者の保護」高林龍ほか編『年報知的財産法 2011』（日本評論社、2011）217 - 235 頁

以上

報告者を随時募集しております。希望者は幹事までご連絡下さい。

〒920-1192 金沢市角間町

金沢大学人間社会研究域法学類 高 秀成（研究会幹事）

Tel : 076-264-5374（研究室直通） Fax : 076-264-5405（事務室）

E-mail : [hkou@staff.kanazawa-u.ac.jp](mailto:hkou@staff.kanazawa-u.ac.jp)